

別紙

別居の父母等を認定する場合の仕送り額の取扱い

1 認定対象者が1人の場合・・・基準額130万円

※年間収入額をAとする。

$$(1) A + (A \times 1 / 2) \geq 130 \text{万円}$$

$$\text{仕送り年額} = A \times 1 / 2$$

$$(2) A + (A \times 1 / 2) < 130 \text{万円}$$

$$\text{仕送り年額} = 130 \text{万円} - A$$

2 認定対象者が2人の場合（父母の片方認定を含む。）・・・基準額200万円

※2人の年間収入合計額をBとする。

$$(1) B + (B \times 1 / 2) \geq 200 \text{万円}$$

$$\text{仕送り年額} = B \times 1 / 2$$

$$(2) B + (B \times 1 / 2) < 200 \text{万円}$$

$$\text{仕送り年額} = 200 \text{万円} - B$$

※ 認定対象者が3人以上の場合は、上記2の基準額に1人につき70万円を加算した額を基準額とする。

※ 上記2は複数の認定対象者が同一の世帯に属する場合に限る。

※ 既認定者も同様の取扱いとする。